

第 32 回すみた産業まつり出展者募集要綱

1. 開催目的

実りの秋を祝うとともに、本産業まつりをとおして、出展者と来場者の交流を図り、町内外に広く住田町のお店や産物を P R し、販売促進及び産業振興を図ることを目的とします。

2. 開催日時

令和 8 年 10 月 25 日（日）午前 10 時～午後 2 時

※雨天決行・荒天中止

（当日午前 6 時頃に判断し、午前 7 時頃に防災無線、町公式 Facebook 等で周知します。）

3. 会場

住田町役場庁舎前

4. 主催

すみた産業まつり実行委員会

5. 開催内容

地場産品、農林畜水産物等の販売・展示・P R

6. 出展条件

- ・ 住田町商工会もしくは観光協会に加入している事業所、企業、組合、団体及び個人事業者で、商品、農林畜水産物、飲食及びサービスなどの PR・展示・販売などを希望する方。
- ・ 前項のほか、開催目的に賛同する事業者で、かつ実行委員会が認める方。

7. 出展品目

- ・ 農林畜水産物及び農林畜水産物加工品、工芸品、その他
- ・ 調理品を販売する場合は購入者に対しては速やかに食べていただくよう申し添えてください。

8. 募集方法

出展者の募集方法は以下のとおりとします。

ア. 過去出展者への通知

イ. 住田町商工会の加盟店への募集依頼

ウ. 住田テレビ・住田町ホームページ・Facebook 等 SNS を活用した募集

9. 選考及び配置

応募多数の場合は、主催者で審査し決定します。また、出展可否及び配置についても業種のバランスを考慮して、すべて主催者が決定します。なお、出展における営業補償などは一切行いません。また、主催者で決定した配置等についての異議は一切受け付けません

10. 申込・締切日

所定の「出展申込書」に記入押印し、裏面の誓約書をよくご確認の上、事務局まで提出してください。

- ・ 申込締切日：令和8年10月2日（金）午後5時（必着）

11. 出展料

- ・ 町内事業者は1出展者あたり2,000円（福祉事業者は無料）
- ・ 町外事業者は1出展者あたり4,000円（福祉事業者は無料）

12. 申込先

すみた産業まつり実行委員会事務局（住田町役場農林商工課あて）

住所：住田町世田米字川向88-1 F A X：0192-46-3515

13. 出展者説明会

出展者は必ず、下記日程の出展者説明会に参加してください。

- ・ 日時：令和8年10月6日（火）午後7時～
- ・ 場所：住田町役場 町民ホール

14. 出展品の安全管理

- ・ 各ブースでは、安全かつ適正に販売できるものをご準備ください。
- ・ 生もの、現場調理に関しては、保健所の指導規定に準じます。
- ・ 屋外のため、食中毒等が起きないように食品の管理等には十分注意してください。
- ・ 出展者は、開店中は必ずブース内に常駐し、来場者の対応及び出展品の管理にあたってください。
- ・ 前日調理は禁止です。調理した食品を次の日に持ち越さないでください。
- ・ 原材料の下処理は各出展者の許可施設等で行い、会場内では行わないでください。

15. テントについて

- ・ テントは出展者各自で用意してください。
- ・ テントが用意できない場合は、主催者より貸し出しますので、必要な出展者は申込時に申し出てください。なお当日は、持参・貸出にかかわらず、テントの設置及び撤去にご協力ください。

16. 電源について

会場内のコンセント数に限りがあるため、電気機器を使用する出展者は必ず申込時に申し出てください。ただし、ご希望に添えない場合もありますので、その場合は各自でご用意ください。

17. 水について

- ・ 水を使用する出展者は必ず申込時に申し出てください。
- ・ 給水は、役場庁舎外の水道をご利用ください。なお、側溝の詰まりの原因となりますので、側溝にごみを捨てないでください。
- ・ 洗い物は保健福祉センター2階栄養室で行うようにお願いいたします。
（周辺施設等へ迷惑をかけることがないようにお願いいたします。）

18. 火器の使用について

- ・ ガスコンロ等の火器をブース内で使用する出展者は必ず申込時に申し出てください。
- ・ 火器を使用する場合は、必ず消火器を設置してください（設置義務）。

19. 臨時営業許可申請について

現場で調理をする出展者は、食品衛生法による臨時営業の許可が必要になります。主催者が一括して保健所へ申請を行いますので、開催日 1 週間前までに必要書類の提出をお願いします。

20. 清掃とごみ

- ・ 産業まつり終了後、出展者は各ブース内を清掃してください。ブース内から出たごみは出展者の持ち帰りとします。
- ・ 主催者側で設置したごみ袋については、産業まつり終了後に回収・処分します。飲食出展者の皆様は、指定のごみ集積場まで運びいただくようご協力をお願いします。

21. 搬入出時の会場内通行と駐車場について

- ・ 搬入出車両の駐車は、**J Aおおふなと世田米支店駐車場・森林組合裏駐車場**をご利用ください。
- ・ 搬入出時は、会場内までの車両の入場は可能ですが、他の設営・撤去等も並行して行っておりますので、十分に注意してください。
- ・ 搬入車両は午前 9 時 30 分まで、搬出車両は午後 2 時 30 分以降の通行とし、これ以外の通行は一切禁止します。
- ・ ブース前での荷物の積降や積込での駐車は可能ですが、作業が終わり次第、速やかに出展者用駐車場まで車両の移動をお願いします。

22. 会場設営・撤去について

- ・ 会場設営を 10 月 24 日（土）午後 2 時より行いますので、出展者は必ず参加してください。
- ・ 会場撤去は 10 月 25 日（日）すみた産業まつり終了後に行いますので、出展者は必ず参加してください。なお、終了後は、設営した設備を速やかに撤収いただきますようお願いいたします。

23. 売上報告について

出展者は、出展し得た売り上げを産業まつり終了後に主催者まで報告してください。

24. その他

- ・ 販売商品等について来場者等から苦情が出た場合は、販売者が誠意をもって対処してください。
- ・ 役場庁舎等の備品は、許可なく使用しないでください。
- ・ 開催時間内に商品が品切れとならないよう注意してください。
- ・ 商品が完売になったときは、「完売お礼」の張り紙を掲示してください。
- ・ 会場内は禁煙です。
- ・ やむを得ない理由を除き、当日キャンセルをされた場合はキャンセル料 100%を請求します。
- ・ その他ご不明な点は、下記までお問い合わせください。

【問合せ先】 **すみた産業まつり実行委員会事務局（住田町役場農林商工課内）**

住所 住田町世田米字川向 88-1

電話 0192-46-3861（内線 234）

FAX 0192-46-3515

露店開設時の注意事項

◆対象下記器具等を使用する際のチェックポイント

チェック項目		チェック欄
① ガスコンロの取扱いに関する事項		
1	使用中はその場を離れないこと。	
2	不燃性の台上で使用する。	
3	コンロの上方 1m以内、周囲 15 cm以内に可燃物を置かないこと。	
4	振動や衝撃で容易に転倒、または落下するおそれのないよう据え付けること。	
5	始業前及び終了時には点検を行うこと。	
② プロパンガスに関する事項		
1	ボンベは水平な場所に置き、転倒しないような措置を講ずること。	
2	直射日光や火気の近くを避け、風通しの良い場所に置くこと。	
3	ホースはひび割れ、劣化したものを使用しない。	
4	コンロとホースの接続部には、ホースバンドを取り付けること。	
5	使用しないガス栓にはゴムキャップをつけておくこと。	
6	使用後は器具栓だけでなく元栓も閉めること。	
③ 発電機の取扱いに関する事項		
1	燃料を補給するときには必ずエンジンを止め、安全な場所で給油すること。	
2	火気から離れた逃避の支障とならない位置で使用する。	
3	長時間使用する場合は、適時にエンジンを停止するなど、過熱に注意すること。	
④ 発電機の取扱いに関する事項		
1	ガソリンを入れたまま、携行缶を保管しないこと。	
2	容器の蓋を開ける前に、エア調整ネジを緩めて内圧を抜くこと。	
3	ガソリンを取り扱っている周辺で、火気や火花を発する機械器具等を使用しないこと。	
⑤ その他に関する事項		
1	炭の残り火は、水をかけて完全に消化し、紙くず等と分別して処理すること。	
2	緊急時に備えて、逃避誘導などの役割分担や連絡体制を決めておくこと。	
3	逃避経路を確保すること。	